

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月25日

香川県公安委員会委員長 溝 渕 香 代 子

香川県公安委員会規則第11号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～55 略					1～55 略				
56		化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）			56		化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）		
56の2	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）	第3条第3項	特定権利利益に係る満了日の延長の措置		○				
		第3条第4項	特定権利利益に係る満了日の再延長の措置		○				
57		民事訴訟法（平成8年法律第109号）			57		民事訴訟法（平成8年法律第109号）		
57の2～101 略					57の2～101 略				
備考 略					備考 略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。